

**2025年日本国際博覧会  
大阪パビリオン推進委員会**

**委員総会**

令和4年6月17日

# 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会委員総会

日 時：令和4年6月17日（金） 16時15分から17時まで（予定）

場 所：大阪市役所 屋上階（P1）会議室

## □次 第

- 議案1 委員会規約の改正
- 議案2 協賛金規約の改正
- 議案3 物品等協賛規約の制定
- 報告事項 2022年度収支予算の修正

□出席予定者 別紙（参考資料）のとおり

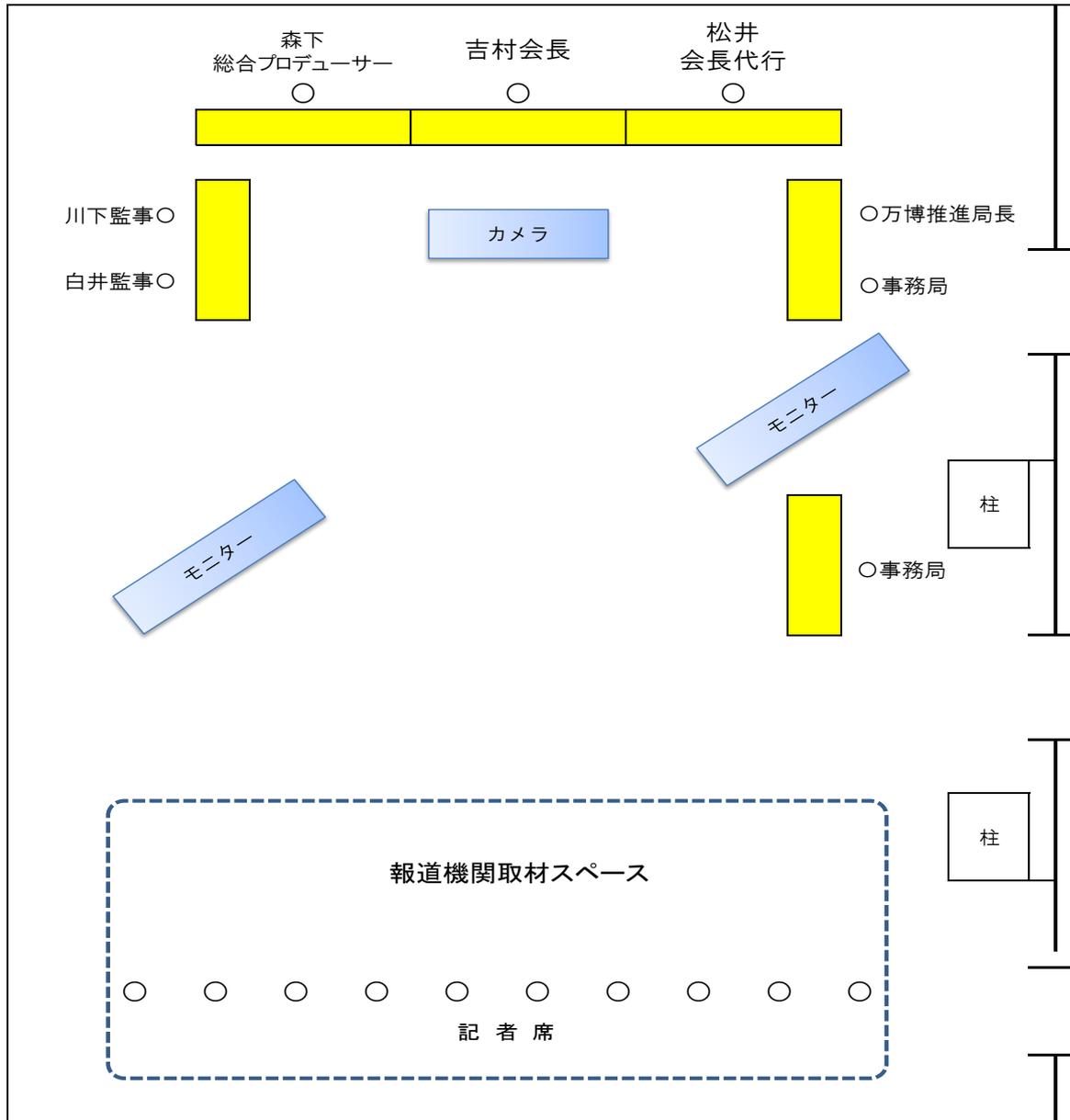
## □配布資料

- 資料1 「一般社団法人の設立について（概要）」
- 資料2 「2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会規約（改正案）」
- 資料3 「2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会協賛金規約（改正案）」
- 資料4 「一般社団法人2025年日本国際博覧会大阪パビリオン定款」
- 資料5 「2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会物品等協賛規約（案）」
- 資料6 「2022年度収支予算の修正」
- 資料7 「大阪パビリオン建築基本設計の概要」
- 資料8 「大阪パビリオンへの出展参加者の決定について（第2回出展審査会）」
- 資料9 「2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会名簿」
- 資料10 「2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会アドバイザー等名簿」
- 参考資料 「2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会委員総会出席者一覧」

# 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会委員総会

■日 時：令和4年6月17日（金） 16時15分から17時まで（予定）

■場 所：大阪市役所 屋上階（P1）会議室



# 一般社団法人の設立について（概要）

資料1

法人名	一般社団法人 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン
設立目的	2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会が出展参加する大阪パビリオンの建設、展示、運営、資金管理等の業務を行う
設立時期	令和4年7月1日（金）（予定）
設立社員	大阪府、大阪市
設立時役員	[設立時代表理事] 松井推進委員会会長代行／大阪市長 [設立時理事] 大阪府・大阪市万博推進局 尾植理事、同局 清水部長 [設立時監事] 白井公認会計士、川下弁護士
事務所	大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATビル O's棟北館4階
事業内容	大阪パビリオンの建設、展示、運営、資金管理、その他目的を達成するために必要な事業
事業資金	大阪府・大阪市分担金、民間資金（企業・団体・個人からの協賛金及び寄付金等）
残余財産の帰属	法人が所在する地方公共団体（大阪府・大阪市）へ贈与

## 設立後の組織体制

### 〈社員総会〉

大阪府  
大阪市  
経済団体  
協賛企業

### 〈理事会〉

代表理事 1名  
業務執行理事 1名  
理事 3名

### 〈監事〉

公認会計士 1名  
弁護士 1名

顧問 1名

### 〈事務局〉

事務局長 1名  
事務員

# 一般社団法人の社員及び役員等について（予定）

## 社員

大阪府  
大阪市  
大阪商工会議所  
株式会社サイエンス

## 〈役員等〉

	氏名	所属団体
代表理事	松井 一郎	2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会会長代行／大阪市長
業務執行理事	清水 克昭	大阪府・大阪市万博推進局 部長
理 事	西澤 良記	公立大学法人大阪 理事長
	青山 恭明	株式会社サイエンス 取締役会長
	尾植 正順	大阪府・大阪市万博推進局 理事
監 事	白井 弘	白井公認会計士事務所公認会計士
	川下 清	梅田総合法律事務所弁護士
顧 問	尾崎 裕	大阪商工会議所 顧問

## 議案 1 委員会規約の改正

### 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会規約（改正案）

（名称）

第1条 本会は、2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 委員会の事務所は、大阪府大阪市に置く。

（目的）

第3条 委員会は、国際博覧会条約に基づく大阪・関西における2025年日本国際博覧会において、地元大阪が出展するパビリオン及び関連事業（以下「パビリオン等」という。）の企画を行い推進することにより、パビリオン出展が、世界に向けた大阪のアピール並びに大阪の成長及び発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）パビリオン等の推進に関すること

（2）次項の事業を除くその他委員会の目的を達成するために必要な事業

**2 パビリオンの建設、展示、運営、資金管理等の業務は、一般社団法人2025年日本国際博覧会大阪パビリオンが行うものとする。**

（構成員）

第5条 委員会は、パビリオン等の推進に寄与する、別表に掲げる地方公共団体及び経済団体並びに次項の規定により委員会の委員となった法人又は団体をもって構成する。

2 委員会の委員になろうとする者は、所定の様式による申し込みをし、第6条に規定する会長の承認を受けなければならない。

（役員の設置）

第6条 委員会に、次の役員を置く。

（1）会長 1名

（2）会長代行 1名

（3）監事 2名以内

（役員の選任）

第7条 会長及び会長代行は、第11条に規定する委員総会の決議によって、委員たる法人又は団体の代表者から選任する。

2 監事は、委員総会の決議によって選任する。

（会長及び会長代行の職務及び権限）

第8条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（監事の職務及び権限）

第9条 監事は、委員会の業務の執行状況及び会計を監査し、委員総会に報告する。

2 監事は、委員総会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる。

（役員の任期）

第10条 会長及び会長代行の任期は、選任の日から2年とし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任の日から4年とし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者及び現任者の残任期間とする。

4 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

（委員総会）

第11条 委員総会は、すべての委員をもって構成する。

2 委員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任
  - (2) 決算の承認
  - (3) 規約の変更
  - (4) その他委員会の運営に関する重要な事項
- 3 委員総会は、会長が招集し、及びその議長となる。
  - 4 委員総会は、第1項に掲げる委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
  - 5 委員総会の会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
  - 6 会長は、必要に応じて、委員総会の会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
  - 7 やむを得ない理由のため、委員総会の会議に出席できない委員は、あらかじめ書面で表決し、又は他の出席する委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第4項及び第5項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。
  - 8 会長は、委員総会を招集する暇のない場合又は議案が軽易である場合は、委員総会の会議に付議すべき事案を記載した書面を第1項に掲げる委員総会の構成員に回付し、その賛否を問うことにより委員総会の会議に代えることができる。

#### (役員会)

第12条 会務の円滑な執行を図るため、委員会に役員会を置く。

- 2 役員会は、すべての役員をもって構成し、委員会の運営に関し会長が特に必要と認める事項について審議し、及び決定する。
- 3 役員会は、会長が招集し、及びその議長となる。
- 4 役員会は、第2項に掲げる役員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 役員会の議事は、役員の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要に応じて、役員会の会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 やむを得ない理由のため、役員会の会議に出席できない役員は、あらかじめ書面で表決し、又は他の出席する役員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第4項及び第5項の規定の適用については、その役員は出席したものとみなす。
- 8 会長は、役員会を招集する暇のない場合又は議事が軽易である場合は、役員会の会議に付議すべき事案を記載した書面を役員に回付し、その賛否を問うことにより役員会の会議に代えることができる。

#### (部会)

第13条 第3条の目的を達成するために必要な事項について検討を行うため、必要に応じて、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、次項に規定する部会員で構成する。
- 3 部会員は、委員たる法人又は団体の職員等の中から次項に規定する部会長が指名する者をもって充てる。
- 4 部会に、部会長及び副部会長を1名ずつ置く。
- 5 部会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 6 副部会長は、部会員の中から部会長が指名する者をもって充てる。
- 7 部会は、会長の命を受け、必要な事項を調査検討し、会長に報告する。

#### (顧問)

第14条 委員会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 会長は、必要に応じ、顧問を委員総会、役員会又は部会に参加させることができる。
- 4 顧問は、事業の円滑な推進について、専門的見地から会長に対して意見を述べることができる。

#### (出席方法の特例)

第15条 委員総会、役員会又は部会の出席者（以下「委員等」という。）は、やむを得ない事由により会議の開会場所への参集が困難な場合、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）により会議に出席することができる。

- 2 前項の場合において、委員等は、会議にオンラインによる出席を希望するときは、あら

かじめ届出を行わなければならない。

- 3 前項の規定により届出を行い、会議に出席した委員等は、委員総会では第11条第4項及び第5項、役員会では第12条第4項及び第5項の出席者とする。

(事務局)

第16条 委員会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局を統括するため、事務局長を置く。
- 3 前各項に規定するもののほか、事務局の構成、会計事務及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(費用負担)

第17条 委員会の運営及び事業に要する経費は、大阪府及び大阪市からの分担金並びに寄附金その他の収入をもって充てる。

- 2 委員会の運営及び事業に要する経費に係る分担金については、寄附によるものを除き、原則として大阪府及び大阪市に同額を割り当てる。

(報酬等)

第18条 会長、会長代行、部会員及び顧問は、無報酬とする。

- 2 監事の報酬については、事務局が別に定める金額を支給する。
- 3 費用弁償については、事務局が別に定める。

(会計年度)

第19条 委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、委員会設立初年度は、設立の日からその日以降最初に到達する3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第20条 委員会の事業計画及び収支予算については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、役員会の承認を受けなければならない。

(出納閉鎖)

第21条 出納は、会計年度の翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(解散)

第22条 委員会は、委員総会の議決を経て解散する。

(残余金)

第23条 決算に残余金が生じた場合は、役員会において審議し、その取扱いを決定する。

(残余財産)

第24条 委員会が解散するときに有する残余財産については、委員総会において審議し、その取扱いを決定する。

(規約の変更)

第25条 この規約の変更は、委員総会において決議する。

(その他)

第26条 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、令和3年2月16日から施行する。

**この規約は、令和4年7月1日から施行する。**

別表

大阪府、大阪市、公益社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、  
一般社団法人関西経済同友会

## 議案 2 協賛金規約の改正

### 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会協賛金規約（改正案）

#### （目的）

第1条 この規約は、2025年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）における大阪パビリオンの出展のため、2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会（以下「委員会」という。）が受ける協賛金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この規約において、「協賛金」とは、委員会が定める大阪パビリオン出展基本計画（以下「出展基本計画」という。）に賛同し、大阪パビリオンの出展に要する展示、運営、広告宣伝等に充てるため、企業、団体又は個人（以下「企業等」という。）から提供される資金（以下「協賛金」という。）をいう。なお、協賛金の金額は、原則として一者につき金100万円（消費税、地方消費税別）以上とする。

#### （協賛特典）

第3条 協賛金を提供した企業等（以下「協賛者」という。）の広告宣伝等に係る特典及びその有効期限は、委員会の会長（以下「会長」という。）が定めるものとする。  
2 会長は、前項に規定する協賛特典以外に、協賛金の金額その他の事情を勘案し、必要に応じ、協賛者と協議の上で協賛特典を追加することがある。

#### （協賛金の使途）

**第4条 協賛金は、令和3年2月16日付「2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会規約」第4条第2項の事業を行うため、一般社団法人2025年日本国際博覧会大阪パビリオンが活用するものとする。**

#### （協賛金の提供申込）

第5条 企業等が協賛金の提供を申し込む場合は、委員会所定の協賛申出書兼参画申込書を会長に提出するものとする。

#### （協賛の承諾等）

第6条 会長は、前条の申込みを承諾する場合は、その旨を申込者に通知するものとする。  
2 会長は、前項の承諾決定に際し、大阪パビリオンへの出展企画提案のあった企業等については、出展審査会において、出展基本計画の趣旨に沿った出展企画であることを審査しなければならない。  
3 会長は、前条の申込みについて、申込者又はその役員、従業員が反社会的勢力に属すると判断される場合又はそれらの活動が、委員会の目的または事業と相反するものと判断される場合は、協賛の申し出を辞退し、その旨を申込者に通知するものとする。  
4 会長は、前条の申込みについて、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛の申し出を辞退し、その旨を申込者に通知することができる。  
（1）法令に違反する場合又はその恐れがある場合  
（2）協賛の受け入れにより委員会業務、財政、名誉、信用に支障が生じるとき、又は委員会の目的の達成に資するものではないと判断される場合  
5 会長は、協賛の承諾後、協賛者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は同項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、承諾を取り消すことができるものとし、協賛者に対し、その旨を通知するものとする。

#### （協賛金の納付）

第7条 前条の承諾を行ったときは、会長は、振込口座、金額等を明示した請求書を企業等に送付するものとする。  
2 会長は、協賛金を受領したときは、申込者に受領書を交付するものとする。ただし、口座振込による入金については、申込者から受領書発行の申し出がある場合を除き、申込者の手元に残る口座振込の控えをもって受領書の発行に代えることができる。  
3 協賛金を現金で受領する場合の受領書の交付は、受領の際に行わなければならない。  
4 2021年9月22日付「2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会大阪パビリオンへの協賛金獲得業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づく協賛金の納付の場

合は、委員会と協定書を締結した事業者が第1項に定める請求書の送付及び第2項に定める受領書の交付を行う。

5 会長は、本規約に定めがある場合を除き、受領した協賛金をいかなる場合も返金しない。

(不可抗力等)

第8条 天変地位、悪天候、交通機関の混乱、ストライキ、内乱、戦争、暴動、伝染病（新型コロナウイルス感染症を含む）、法令等の制定又は改廃、公権力の行使、その他委員会及び協賛者の責めに帰すことのできない理由により、博覧会又は大阪パビリオンの一部若しくは全部の実施が不可能となった場合であっても、委員会及び企業等は、相互に損害賠償その他一切の責任を追及しない。

2 前項の事由により博覧会又は大阪パビリオンの一部若しくは全部の実施が不可能となった場合、委員会及び企業等は、それぞれの活動状況、支出した費用、博覧会及び大阪パビリオンの開催期間、開催状況、並びに、企業等が利用し得た協賛特典等を勘案し、協賛金の返還等について協議の上決定する。

3 前項の規定により返還する協賛金は、委員会の清算後の余剰金と予定される額を上限とする。

(規約の変更)

第9条 この規約の変更は、委員会の総会において決議する。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協賛金の取扱いに関し必要な事項は、会長が定めることができる。

附則

この規約は、**令和4年**3月24日に制定し、同日から施行する。

**この規約は、令和4年7月1日から施行する。**

## 一般社団法人2025年日本国際博覧会大阪パビリオン 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人2025年日本国際博覧会大阪パビリオンと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、大阪府及び大阪市並びに2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会（以下「推進委員会」という。）が出展参加する大阪パビリオンの建設、展示、運営、資金管理等の業務を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 大阪パビリオンの建設、展示、運営、資金管理等
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、設立時の社員及び次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、所定の書式による申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(任意退社)

第7条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総員の議決権の3分の2以上の議決を経て、当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により社員を除名する場合は、当該社員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知するとともに、当該社員総会において、決議の前に当該社員に弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項により除名の決議がなされたときは、当該社員に対し、その旨を通知するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第9条 社員が次の各号の一に該当することが判明した場合は、社員としての資格を喪失するものとする。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下、「反社会勢力」という)に属すると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められること
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (6) 自ら又は第三者を利用して、他の当事者又は他の当事者の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いること

(社員資格の喪失)

第10条 前3条の場合のほか、社員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失し、協会に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- (1) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。
- (2) 総社員が同意したとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事（以下、「役員」という。）の選任又は解任
- (2) 役員報酬等の額
- (3) 社員の除名
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

- 2 社員総会は、対面のほか、オンライン会議システムによりバーチャル総会又はハイブリット型総会を開催することができる。
- 3 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催する。
- 4 臨時社員総会は、必要がある場合に開催することができる。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき第21条第3項に規定する代表理事（以下「代表理事」という。）が招集する。ただし、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会で定められた順位により理事がこれに当たる。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、代表理事は、社員総会の日1週間（社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使するときは、2週間）前までに、社員に対して、当該社員総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順位により理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、1社員につき、につき1個とする。

- 2 法人である社員及び団体である社員の議決権は、当該法人及び団体の代表者がこれを行行使するものとする。
- 3 法人である社員及び団体である社員は、前項の代表者1名を届け出なければならぬ。代表者を変更したときも同様とする。
- 4 社員総会に出席できない社員は、書面若しくは電磁的方法により議決権を行行使し、又は他の社員を代理人としてその議決権行使を委任することができる。
- 5 社員である法人又は団体の代表者の場合にあっては、当該代表者の属する法人若しくは団体の役職員又は使用人をもって代理人とすることを妨げないものとする。
- 6 同条第4項の規定により議決権を行行使する社員は、出席した社員の議決権の数に参入する。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 社員の除名
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第18条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第19条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した理事のうち2名が議事録に押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上6名以内
- (2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事以外の理事の中から常務理事を1名置くことができる。

3 前項の代表理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の代表理事とする。また、常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係がある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令、この定款及び規則等で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令、この定款及び規則等で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、社員総会及び理事会に出席し、必要と認めるときは意見を述べることができる。
- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、前各項のほか法令に定められた権限を行使することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 役員は、任期の途中においても辞任することができる。
- 4 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 役員が欠けた場合又は第21条に定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、それぞれ新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 役員報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員損害賠償責任の一部免除)

第28条 この法人は、理事会の決議によって役員一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事（以下「非業務執行理事等」という。）との間で一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、一般法人法第113条第1項で定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

（名誉顧問及び顧問）

第29条 この法人に、名誉顧問及び顧問それぞれ若干名を置くことができる。

2 名誉顧問及び顧問は、功労のあった者の中から、理事会の決議を経て、代表理事が委嘱する。

3 名誉顧問及び顧問は、理事会において意見を述べることができる。

4 名誉顧問及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

## 第6章 理事会

（構成）

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- （1）この法人の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）代表理事及び常務理事の選定及び解職
- （4）規則の制定
- （5）多額の借財の決定
- （6）その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第32条 理事会は、毎事業年度2回以上開催するものとする。

2 理事会は対面のほか、オンライン会議システムによりバーチャル理事会又はハイブリット型理事会を開催することができる。

（招集）

第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会で定められた順位により理事がこれに当たる。

2 代表理事以外の理事は、代表理事に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 監事は、第24条第4項の規定により報告するときは、代表理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

4 第2項又は前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。

5 理事会を招集しようとするときは、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の日時及び場所並びに目的である事項、その他必要な事項を記載した書面又は電磁的方法により通知を発しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、役員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

3 代表理事は、理事会の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ずに、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、代表理事は、次の理事会にその内容を付議し、承認を得なければならない。

(報告の省略)

第36条 役員が、役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、議事録を作成し、代表理事及び監事が議事録に押印する。

## 第7章 事務局

(事務局の設置)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には必要な職員を置き、代表理事が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 貸借対照表
  - (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (4) 財務諸表及び財務諸表の注記
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類は、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、規則の定めるところにより、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 役員の名簿

(剰余金の分配の禁止)

第42条 この法人は、剰余金を分配することができない。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人が所在する地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第11章 補則

(委任等)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会において定める。

- 2 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

附則

1 この法人の最初の事業年度は、設立の日から令和5年3月31日までとする。

2 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事 尾植 正順

設立時理事 清水 克昭

設立時代表理事 松井 一郎

設立時監事 川下 清

設立時監事 白井 弘

3 この法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

大阪府大阪市中央区大手前二丁目

大阪府

大阪府大阪市北区中之島一丁目3番20号

大阪市

### 議案3 物品等協賛規約の制定

#### 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会物品等協賛規約（案）

##### （目的）

第1条 この規約は、2025年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）における大阪パビリオンの出展のため、2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会（以下「委員会」という。）が受ける物品等による協賛の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

##### （定義）

第2条 この規約において、「物品等による協賛」とは、委員会が定める大阪パビリオン出展基本計画（以下「出展基本計画」という。）に賛同し、大阪パビリオンの建設、展示、運営、広告宣伝等に活用するため、企業、団体又は個人（以下「企業等」という。）から提供される建築資材、設備機器、備品、システム、技術、役務、広報媒体、労務等（以下「物品等協賛」という。）をいう。なお、本規約で対象とする物品等協賛の価額は、原則として一者につき100万円（消費税、地方消費税別）以上とする。

##### （物品等協賛の価額）

第3条 物品等協賛の価額（以下「価額」という。）は、市場価格を原則とし、それにより難しい場合は、根拠がわかる積算資料を用いて、企業等が申告するものとする。  
2 前項の価額の積算をする場合は、次条第2項に係る費用を含めることができる。

##### （物品等協賛の提供方法）

第4条 物品等協賛を提供する場合は、企業等が委員会に貸与することを原則とし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、企業等が委員会に譲渡するものとする。  
(1) 1個又は1単位につき価額5万円未満、又は、1回若しくは概ね1年の使用によって全部若しくは一部を消耗してしまうもの  
(2) 返却時点で、使用期限、賞味期限、消費期限等が到来するもの又は衛生上返却が困難となるもの  
(3) 技術協力、役務、広報媒体の活用権、労務等の無体物  
(4) その他推進委員会が認めるもの  
2 物品等協賛を提供する際は、企業等は自己の負担により、委員会が指定する場所への運送及び設置を行い、設置後は、安全対策、メンテナンス、破損時の修理、貸与終了後の撤去等を行わなければならない。ただし、上記により難しい場合は、企業等及び委員会との協議により決定するものとする。

##### （協賛特典）

第5条 物品等協賛を提供した企業等（以下「協賛者」という。）の広告宣伝等に係る特典及びその有効期限は、令和4年3月24日付「2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会協賛金規約」（以下「協賛金規約」という。）第3条に準じる。

##### （物品等協賛の使途）

第6条 物品等協賛は、令和3年2月16日付「2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会規約」第4条第2項の事業を行うため、一般社団法人2025年日本国際博覧会大阪パビリオンが活用するものとする。

##### （物品等協賛の提供申込み）

第7条 企業等が物品等協賛の提供を申し込む場合は、委員会所定の協賛申出書兼参画申込書に価額の積算資料を添えてを会長に提出するものとする。  
2 前項により、申し込む場合は、企業等は必要に応じて、採用の可否を推進委員会が判断するための技術情報等を提供するものとし、かかる費用は企業等の負担とする。

##### （協賛の承諾等）

第8条 会長は、前条の申込みを承諾する場合は、その旨を申込者に通知するものとする。  
2 会長は、前項の承諾決定に際し、物品等協賛審査会において、物品等協賛が大阪パビリオンの出展に要するものであること、及び、第3条に基づき企業等が申告した価額が適正であることを審査するものとする。

- 3 会長は、前条の申込みについて、申込者又はその役員、従業員が反社会的勢力に属すると判断される場合又はそれらの活動が、委員会の目的または事業と相反するものと判断される場合は、協賛の申し出を辞退し、その旨を申込者に通知するものとする
- 4 会長は、前条の申込みについて、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛の申し出を辞退し、その旨を申込者に通知することができる。
  - (1) 法令等に違反する場合又はその恐れがある場合
  - (2) 協賛の受け入れにより委員会業務、財政、名誉、信用に支障が生じるとき、又は委員会の目的の達成に資するものではないと判断される場合
- 5 会長は、協賛の承諾後、協賛者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は同項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、承諾を取り消すことができるものとし、協賛者に対し、その旨を通知するものとする。

(物品等協賛の納付)

- 第9条 前条の承諾を行ったときは、会長は、物品等協賛の種類及び数量、価額、納付先、納付方法、その他条件等を明示した決定通知書を企業等に送付するものとする。
- 2 会長は、物品等協賛を受領したときは、申込者に受領書を交付するものとする。
  - 3 会長は、貸与により物品等協賛を受領する場合は、本規約に定めがある場合を除き、いかなる場合も会長が指定する日まで返却しない。なお、貸与期間中にいかなる理由により破損・損壊した場合もその損失を補償しない。
  - 4 会長は、譲渡により物品等協賛を受領する場合は、本規約に定めがある場合を除き、いかなる場合も返却しない。

(不可抗力等)

- 第10条 天変地位、悪天候、交通機関の混乱、ストライキ、内乱、戦争、暴動、伝染病（新型コロナウイルス感染症を含む）、法令等の制定又は改廃、公権力の行使、その他委員会及び協賛者の責めに帰すことのできない理由により、博覧会又は大阪パビリオンの一部若しくは全部の実施が不可能となった場合であっても、委員会及び企業等は、相互に損害賠償その他一切の責任を追及しない。
- 2 前項の事由により博覧会又は大阪パビリオンの一部若しくは全部の実施が不可能となった場合、委員会及び企業等は、それぞれの活動状況、物品等協賛の活用状況、博覧会及び大阪パビリオンの開催期間、開催状況、並びに、企業等が利用し得た協賛特典等を勘案し、物品等協賛の返却等について協議の上決定する。

(規約の変更)

第11条 この規約の変更は、委員会の総会において決議する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協賛金の取扱いに関し必要な事項は、会長が定めることができる。

附則

この規約は、令和4年6月17日に制定し、同日から施行する。ただし、第6条の規定は令和4年7月1日から施行する。

## □報告事項 2022年度収支予算の修正

### 【修正理由】

一般社団法人2025年日本国際博覧会大阪パビリオン（以下「法人」という。）の設立に伴い、法人が継承して行う事業（展示業務、建築設計（実施）、CM業務など）の収入及び支出を当委員会から移管するため、2022年度の収支予算を修正するものである。

## ■2022年度収支予算

(単位：円)

項目		金額	備考
<b>収入の部</b>			
	自治体負担金	134,550,000	大阪府負担金 67,275,000 大阪市負担金 67,275,000
	協賛金収入	971,100,179	前年度繰越金（協賛金）を含む
<b>合計</b>		1,105,650,179	
<b>支出の部</b>			
	総合調整業務費	48,000,000	
	建築設計費（基本）	42,000,000	
	法人設立事務費	2,360,000	事務所敷金 ほか
	事務費等	42,190,000	アドバイザー等謝礼、監事報酬、事務費、広報費 ほか
	協賛金法人への移管	971,100,179	法人へ事業継承（前年度繰越金（協賛金）を含む）
<b>合計</b>		1,105,650,179	

(参考) 新旧対照表

修正後				修正前			
■2022年度収支予算				■2022年度収支予算			
項目		金額	備考	項目		金額	備考
収入の部				収入の部			
	自治体負担金	<u>134,550,000</u>	大阪府負担金 <u>67,275,000</u> 大阪市負担金 <u>67,275,000</u>		自治体負担金	463,200,000	大阪府負担金 231,600,000 大阪市負担金 231,600,000
	協賛金収入	<u>971,100,179</u>	前年度繰越金(協賛金)を含む		協賛金収入	2,000,000,000	
	その他の収入				その他の収入	205,000,000	大阪パビリオン基金より収入
	合計	<u>1,105,650,179</u>			合計	2,668,200,000	
支出の部				支出の部			
	総合調整業務費	48,000,000			総合調整業務費	48,000,000	
	建築設計費(基本)	42,000,000			展示業務費	205,000,000	大阪パビリオン基金からの収入を充当 法人設立後、法人へ事業継承
	法人設立事務費	<u>2,360,000</u>	事務所敷金 ほか		建築設計費(基本)	42,000,000	
	事務費等	<u>42,190,000</u>	アドバイザー等謝礼、監事報酬、事務費、 <u>広報費</u> ほか		建築設計費(実施)	288,000,000	法人設立後、法人へ事業継承
	<u>協賛金法人への移管</u>	<u>971,100,179</u>	法人へ事業継承(前年度繰越金(協賛金)を含む)		CM業務費	41,000,000	法人設立後、法人へ事業継承
	合計	<u>1,105,650,179</u>	-		法人設立事務費	26,360,000	事務所改修工事費、事務所敷金、HP作成 ほか
					事務費	17,840,000	アドバイザー等謝礼、監事報酬、事務費 ほか
					協賛金積立金	2,000,000,000	法人設立後、法人へ事業継承
					合計	2,668,200,000	

## 大阪の新たな成長を発信するランドマーク

大阪はネットワークの重要な拠点として、内外から多くの人やものを受け入れ、多様な個性が集まり影響し合って発展してきました。大阪のパワーを世界に発信するパビリオンとして、多様な屋根の集まりを「水」と「木」で構成し、新たなランドマークを創出します。

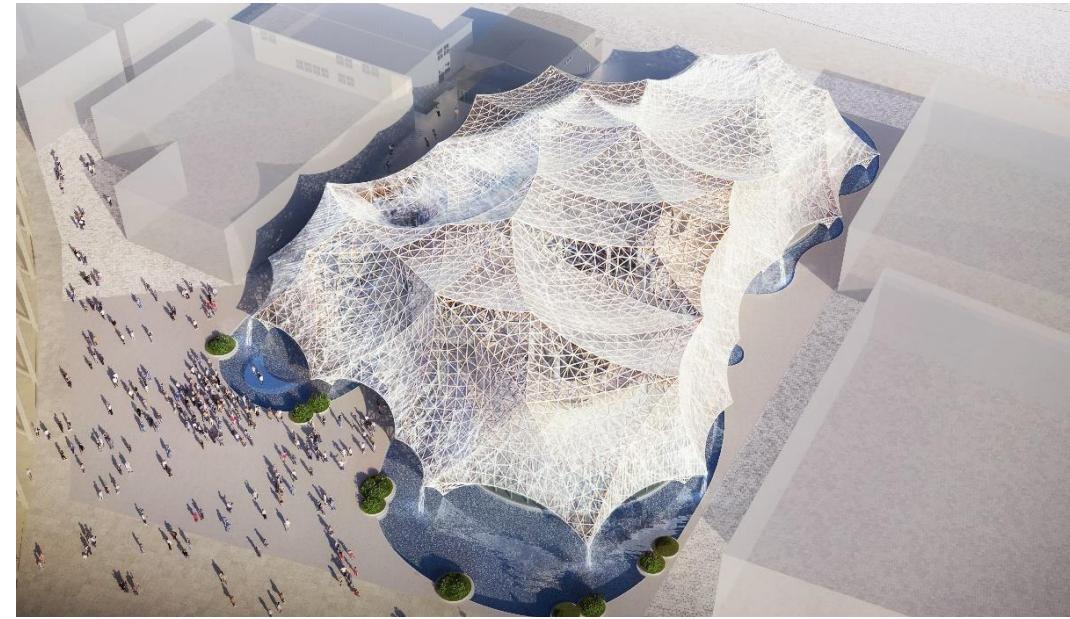
## 有機的につながる、ひとつながりの回遊性

平面計画は、楕円の平面が有機的に重なり合う構成とし、各展示エリアをゆるやかなスロープによって連続させ、ひとつながりの回遊性を生み出すなど、ユニバーサルデザインを積極的に進めます。楕円はたまご、らせん階段はDNAから着想しています。

## 自然を感じる環境共生建築

屋根のトラス材などに積極的に木を活用した木とスチールのハイブリッド建築とするなど、脱炭素社会の実現に向けた建築を提案します。

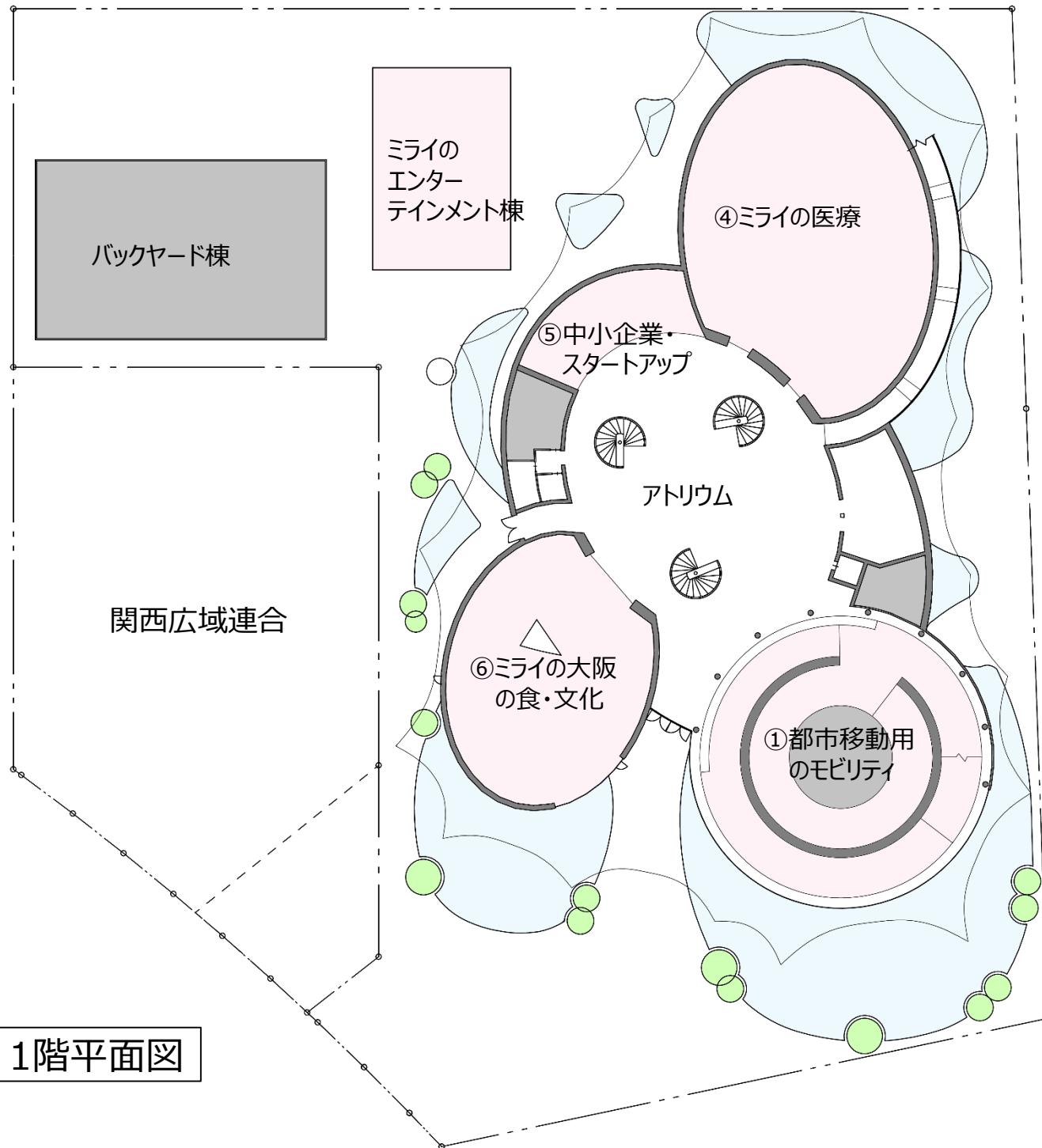
屋根からは自然光がこぼれ落ち、頂部から風を抜くことで、建物内にいながらも風を感じることができます。水が屋根を流れ、アトリウムは、水の中にいるような幻想的な空間とし、光、風、水に包まれた環境共生建築を体験することができます。



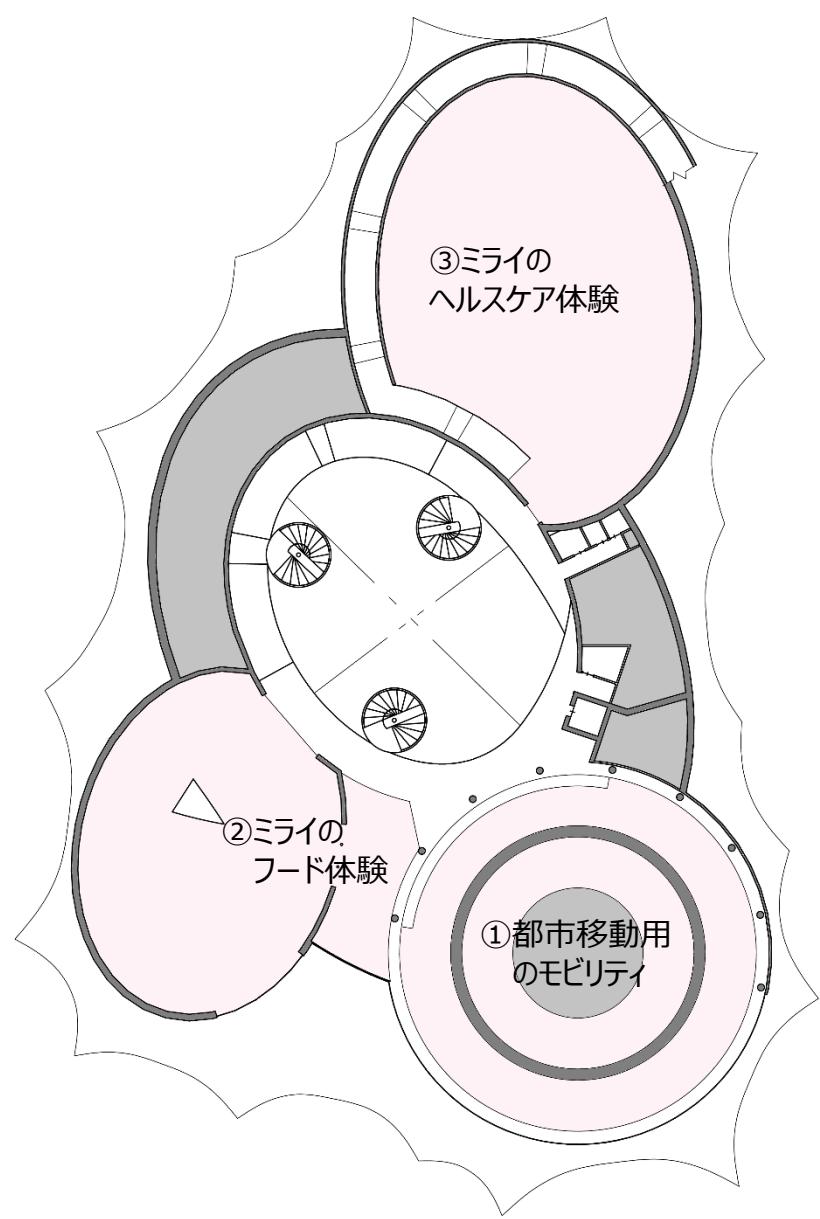
東エントランス側より



(提供 2025年日本国際博覧会協会)



1階平面図



2階平面図

※各展示室には避難のため1階へとつながる直通階段を設置します。

敷地面積 約10,500㎡

構造・規模	構造	階数	建築面積	延べ面積
本館棟	鉄骨造・木造	2階建	約5,014㎡	約6,271㎡
ミライのエンターテインメント棟	鉄骨造	平屋建	約348㎡	約348㎡
バックヤード棟	鉄骨造	2階建	約652㎡	約1,304㎡

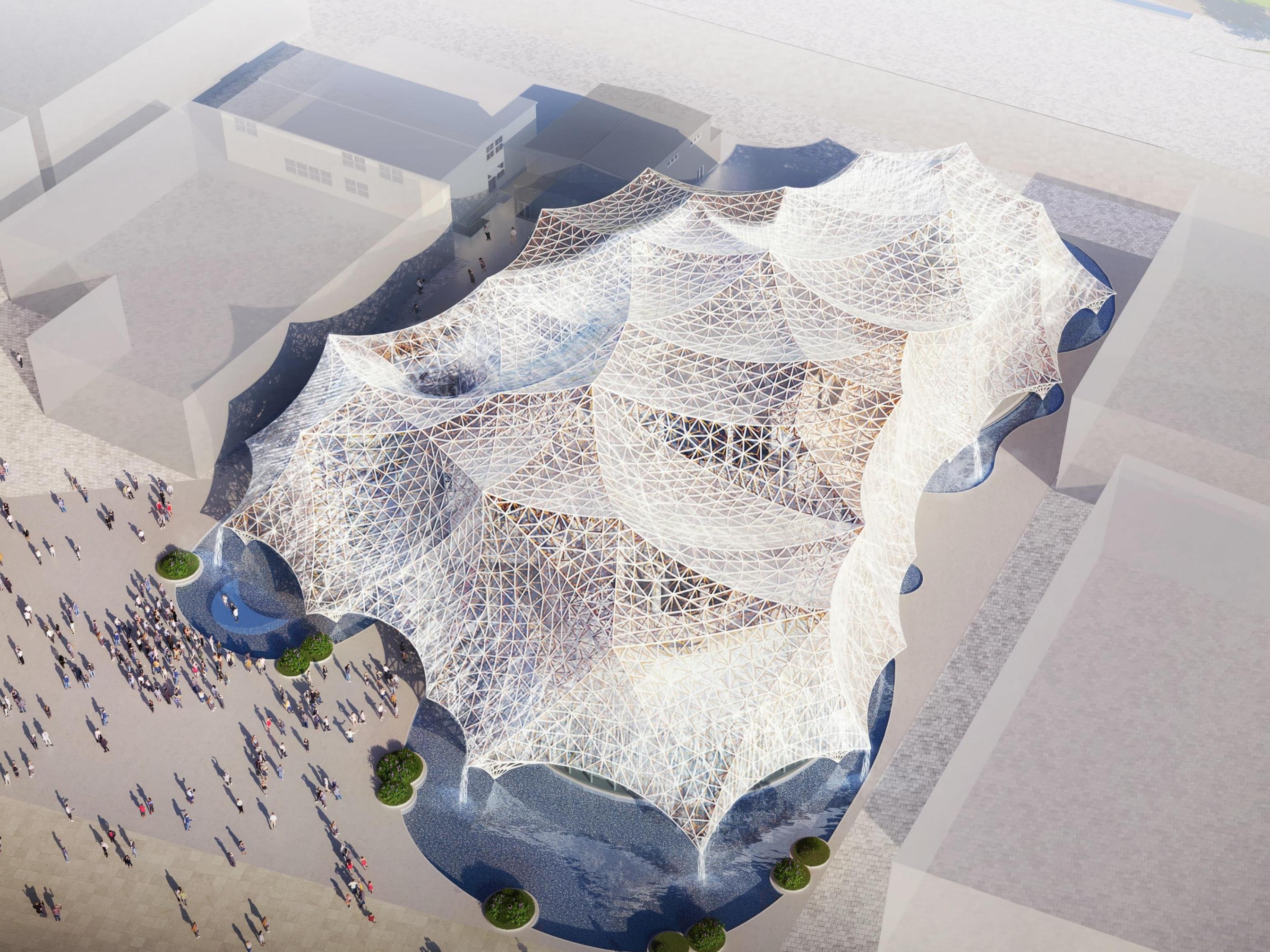
展示の概要 (出展基本計画2022年3月抜粋) 現在展示基本設計中のため変更することがあります

本館棟	1階	①都市移動用のモビリティ	自動走行するモビリティに乗りこみ未来を感じる体験をするとともに、センシングによってデータを取得
		④ミライの医療	先端的な医療技術やサービスを体験。再生医療や遺伝子治療の成果などを展示
	2階	⑤中小企業・スタートアップ	新技術開発などに取り組む大阪の中小企業・スタートアップを発掘・支援し、成果、活躍を発信
		⑥ミライの大阪の食・文化	大阪や関西の食材を活用し、食の新基準や著名シェフと連携したメニュー開発、食イベント等を検討
		②ミライのフード体験	未来のヘルスケアフードをロボティクスにより提供
		③ミライのヘルスケア体験	ビューティーケアやサプリメント、フィットネスプログラムなど未来の健康体験を提供
		ミライのエンターテインメント棟	ARグラスや壁面大型ビジョンなどの先端技術を用いたXRシアター









## 大阪パビリオンへの出展参加者の決定について (第2回出展審査会)

### 【出展参加者一覧(50音順による)】

- 株式会社カプコン
- 小林製薬株式会社
- 公益社団法人全日本不動産協会
- タカラベルモント株式会社
- TIS株式会社
- 東京書籍株式会社
- 株式会社フラット・フィールド・オペレーションズ
- 六甲バター株式会社
- 株式会社わかさ生活

2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会 名簿  
(2022年6月17日現在)

## ◆役員等

会長	吉村 洋文	大阪府知事
会長代行	松井 一郎	大阪市長
監事	白井 弘	白井公認会計士事務所公認会計士
監事	川下 清	梅田総合法律事務所弁護士
顧問	松本 正義	公益社団法人関西経済連合会会長
顧問	鳥井 信吾	大阪商工会議所会頭
顧問	生駒 京子	一般社団法人関西経済同友会代表幹事

## ◆委員

大阪府
大阪市
公益社団法人関西経済連合会
大阪商工会議所
一般社団法人関西経済同友会

## ・協賛企業 (50音順による)

株式会社あきんどシロ
株式会社池田泉州銀行
⑨ 株式会社カプコン
小林製薬株式会社
株式会社サイエンス
公益社団法人全日本不動産協会
大日本印刷株式会社
タカラベルモント株式会社
TIS株式会社
⑨ 東京書籍株式会社
日本生命保険相互会社
パナソニックホールディングス株式会社
株式会社ファーマフーズ
⑨ 株式会社フラット・フィールド・オペレーションズ
株式会社ミルボン
森永乳業株式会社
株式会社りそな銀行
ロート製薬株式会社
⑨ 六甲バター株式会社
株式会社わかさ生活

## ・協力機関 (50音順による)

公益財団法人大阪観光局
大阪工業大学
一般財団法人大阪国際経済振興センター
地方独立行政法人大阪産業技術研究所
公益財団法人大阪産業局
大阪大学
大阪府中小企業団体中央会
関西大学
近畿大学
大阪公立大学
森ノ宮医療大学
立命館大学

## 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会 アドバイザー等名簿（2022年6月17日現在）

※敬称略 50音順による

		氏 名	職 名	
総合プロデューサー		森下 竜一	大阪大学大学院 医学系研究科 寄附講座教授	
スーパーバイザー		東 博暢	株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 プリンシパル	
		大津 欣也	国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 理事長	
		つんく♂	音楽家/総合エンターテインメントプロデューサー	
		遠山 正彌	地方独立行政法人 大阪府立病院機構 理事長	
		西澤 良記	公立大学法人大阪 理事長	
		橋爪 紳也	大阪公立大学 研究推進機構特別教授/大阪公立大学 観光産業戦略研究所長	
		溝畑 宏	公益財団法人 大阪観光局 理事長	
シニアアドバイザー		河田 則文	大阪公立大学大学院 医学研究科長・医学部長	
		熊ノ郷 淳	大阪大学大学院 医学系研究科長・医学部長	
ヘルスケア・ 先端予防ドック	ディレクター	山田 秀和	近畿大学 医学部 皮膚科学教室 客員教授/近畿大学奈良病院 非常勤医師/ 近畿大学アンチエイジングセンター 所員	
	アドバイザー	赤澤 純代	金沢医科大学 総合内科学 臨床教授・女性総合医療センター長	
		新村 健	兵庫医科大学 総合診療内科 主任教授	
		高島 正広	日本抗加齢協会 理事 関西支部 事務局長	
		内藤 裕二	京都府立医科大学大学院 医学研究科 生体免疫栄養学講座 教授	
		堀江 重郎	順天堂大学 医学部 泌尿器外科学講座 主任教授	
未来の病院・ 先端医療展示	ディレクター	富田 哲也	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 教授	
	アドバイザー	猪原 秀典	大阪大学大学院 医学系研究科 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 教授	
		掛屋 弘	大阪公立大学大学院 医学研究科 臨床感染制御学 教授	
		阪井 丘芳	大阪大学大学院 歯学研究科 高次脳口腔機能学講座 顎口腔機能治療学教室 教授	
		坂田 泰史	大阪大学大学院 医学系研究科循環器内科学 教授	
		鶴田 大輔	大阪公立大学大学院 医学研究科 教授・特命副学長（国際広報担当）	
		富山 憲幸	大阪大学大学院 医学系研究科放射線統合医学講座 放射線医学 教授	
		朝野 和典	地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所 理事長 2025年日本国際博覧会 感染症対策検討会議（座長）委員・感染症対策顧問	
		中村 博亮	大阪公立大学大学院 医学研究科 整形外科学 教授	
		西田 幸二	大阪大学大学院 医学系研究科 脳神経感覚器外科学（眼科学）主任教授	
藤本 学	大阪大学大学院 医学系研究科 皮膚科学 教授			
食・レストラン	ディレクター	増田 昇	大阪府立大学 名誉教授	
	アドバイザー	大引 伸昭	エコール 辻 大阪 校長/辻調理師専門学校 日本料理教授	
		北宅 善昭	大阪府立大学 名誉教授	
		鈴木 裕子	株式会社Office musubi 代表取締役	
		山口 タ	大阪公立大学 農学研究科准教授	
バーチャル・ バーチャル大阪 パビリオン	ディレクター	佐久間 洋司	大阪大学 グローバルイニシアティブ機構 招へい研究員	
	アドバイザー	荒木 英士	グリー株式会社 取締役上級執行役員/REALITY株式会社 代表取締役社長	
		稲見 昌彦	東京大学先端科学技術研究センター 教授	
プラットフォーム・ データ基盤	アドバイザー	玉城 絵美	琉球大学 工学部知能情報コース 教授	
		阿多 信吾	大阪公立大学大学院 情報学研究科 教授	
		坂田 恒昭	大阪大学共創機構 特任教授	
デジタル通貨	アドバイザー	宮本 貴朗	大阪公立大学大学院 情報学研究科長	
		松田 一敬	神戸大学大学院 科学技術イノベーション研究科 客員教授	
		宮沢 和正	東京工業大学 経営システム工学 講師	
エキスパート	ユニバーサル デザイン	山岡 浩巳	フューチャー株式会社 取締役 フューチャー経済・金融研究所長	
		石塚 裕子	大阪大学大学院 人間科学研究科附属未来共創センター 講師	
		草郷 孝好	関西大学 社会学部 教授	
		ホランテニア・ 市民参加	永井 美佳	大阪ボランティア協会 常務理事・事務局長
		環境配慮	西岡 真稔	大阪公立大学大学院 工学研究科 教授
		建築	藤本 壮介	建築家/2025年日本国際博覧会会場デザインプロデューサー
ジェンダー・ インクルーシブ	諸田 智美	NPO法人女性と仕事研究所 代表理事		